冒頭、都常勤委員(専門委員長)より、平成22年8月26日の第208回企業会計基準委員会における審議で交わされた意見を踏まえ、退職給付プロジェクトのステップ1の進め方について、ステップ2との関係を含めた全体感に留意して論点を整理し、審議する旨の説明がなされた。次に、前田専門研究員より、ステップ1、ステップ2を包括した退職給付プロジェクト全体の進め方及び予定どおりステップ1を進めた場合のメリット・デメリットについて、審議資料に基づき説明がなされた。

説明に対する委員からの主な質問や意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- 表示及び開示の改善につながることは早く実施すべきであり、先行きが不透明なステップ 2 の結論を待つよりも、まずはステップ 1 を確実に進めるべきとの意見がオブザーバーの一人よりあった。別の委員からも、ステップ 2 を含む退職給付プロジェクト全体の完了までには時間を要すると思われる点からステップ 1 を予定どおり進めるべきとの意見があった。
- 一方である委員より、公開草案「退職給付に関する会計基準(案)」及び同適用指針(案)に対するコメントには、基準改正に対して時間をかけて慎重に行う必要があるとの意見が多く、ステップ1を予定どおりに進める意義を十分吟味したいとの意見があった。
- ある委員からは、ステップ 1 を予定どおりに進めるのであれば、ステップ 1 によって もなお残る IAS 第 19 号との差異項目 (例えば、重要性基準など) を基準内で明記し、 今後も改正されうるトピックが残されている旨を周知すべきであるとの意見があった。 これに対して事務局から、予定どおりに進める場合には検討する旨の回答があった。
- ある委員より、ステップ 1 において改正される項目と現行のまま維持される項目が混在することにより基準内の不整合を起こしていないか、例えばイールドカーブによる割引率を導入した場合に重要性基準の適用に際して表を用いた簡便的な手法がとれない、そうであれば重要性基準を廃止して回廊アプローチを導入する方が整合的ではないかという意見があった。これに対して事務局から、当議論については公開草案公表の前後で専門委員会にて議論され、割引率は実務的には給付見込期間及び給付見込期間ごとの退職給付の金額を反映した単一の加重平均割引率を使用できるものとしており、簡便的な手法により重要性基準を適用することも引き続き可能である旨と、重要性基準の見直し(回廊アプローチの導入など)については P/L 上の遅延認識の取扱いと合わせてステップ 2 で検討することが妥当であると考えたとの回答があった。

以上